

医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業実施団体公募要領

平成 30 年 4 月 10 日

厚生労働省医政局

医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業実施団体公募要領

1 総則

我が国の在留外国人は約247万人(平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人(平成29年)と近年著しく増加しており、2020年に東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後さらなる増加が予想される。訪日外国人旅行者数については、先般の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて2020年:4,000万人、2030年:6,000万人を目標としている。また「未来投資戦略2017」や「健康・医療戦略」などに記されている様に、在留・訪日外国人が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが求められている。

厚生労働省では外国人患者受入れに関する環境整備を進めており、「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」の普及促進や医療通訳等の配置支援、「観光立国実現に向けたアクションプログラム2015」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入医療機関」を全国約900カ所選定する事業等を進めてきた。現在、2020年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を100カ所整備するという目標は達成され、今後は、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入体制の裾野拡大を目指す事としている。

医療機関が外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが不安要素の1つとなっているという声が聞かれる。そのような不安要素を軽減させ、また、外国人患者の多様なニーズに対応するため、医療通訳により外国人患者が理解可能な言語でコミュニケーションをするための支援等が求められている。

地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(以下、「拠点病院」という)に関しては、周辺医療機関から外国人患者受入に関する問合せがあった際には、回答・助言を行う事等、地域の拠点として機能する事が期待されている。

これらのことを背景に、今回次の(1)～(6)の事業を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行う。

※参考:交付スキーム

厚生労働省

(申請)↑ ↓(補助) 補助率:定額

民間団体等(補助事業者)

(申請)↑ ↓(補助) 補助率:定率(1/2)

事業者(間接補助事業者)

2 事業内容

(1)、(2)、(3)に係る事業(以下、「医療通訳配置等間接補助事業」という。)、(4)に係る委員会を実施する事業、(5)に係る調査事業、(6)に係る助言事業(以下、間接補助事業を含む「補助事業」という。)を行う団体を公募する。(詳細は別紙参照)

(1)地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(以下、「拠点病院」という)として、外国人向け医療コーディネーター^{※1}を設置する事業

※1 外国人向け医療コーディネーター:外国人患者が医療機関において、円滑に医療を受けられるよう、医療機関の内部や外部(自治体・保健所・保険者等)との調整を行う者(医療関係資格の取得の有無は問わない)

(2)拠点病院として医療通訳者^{※2}を設置する事業

※2 医療通訳者:診療の場において病院の従事者(病院窓口の職員も含む)と患者及びその家族の間のコミュニケーションを行う者(医療関係資格の取得の有無を問わない)

(3)拠点病院機能の構築

① 拠点病院は、外国人患者受入に関して、周辺医療機関等を支援する事が求められている(以下、拠点病院機能という)

② 補助事業者は、拠点病院が拠点病院機能を強化する支援を行う。

- 補助事業者は、拠点病院に視察やヒアリングを行い、拠点病院機能をはたしているか改善の余地があるかを判断すること。
- 補助事業者は、拠点病院機能に改善の余地がある医療機関において、その原因を特定し、医療機関の経営層や医療従事者に対して、フィードバックすること。
- 補助事業者は、拠点病院機能に改善の余地がある医療機関において、医療機関の経営層や医療従事者に対して、他院の取組み(ベストプラクティス)の紹介等行う事で、拠点病院機能を強化させること。

(参考)想定される取組み

- ◇ 拠点病院は、自治体や周辺医療機関等に対して、外国人患者受入れに関する拠点病院であることを周知する
- ◇ 拠点病院は、周辺医療機関向けに、院内見学会、セミナー、勉強会等の開催する
- ◇ 拠点病院は、周辺医療機関に対して、その医療機関における外国人患者受入体制の整備について連携・助言する

- 補助事業者は、支援を行う際には、(5)で得られる効果測定データを活用すること。
- その他、拠点病院機能を強化する支援を、補助事業者が行う事は妨げない。

③ 補助事業者は、拠点病院における、拠点病院機能の実績を収集・集計・公表する。

(4)間接補助事業を実施する団体(拠点病院)の選定に関する検討委員会の実施

- 厚生労働省と協議のうえ、拠点病院の選定の方針(地域や数等)を決めること。

(5)間接補助事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用

① 補助事業者は、拠点病院より効果測定データを収集する際に、データ収集の目的・データ項目・収集頻度・解析方法・活用方法を厚生労働省と事前に打ち合わせるものとする。

- ② 間接補助事業者(拠点病院)は、以下の内容を実施した上で、その内容を補助事業者に報告するものとする。
 - 医療通訳者・外国人向け医療コーディネーターの配置、周辺病院への通訳提供の方法などの取組内容や具体的事例の記録、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置による効果に関するデータ測定
 - ③ 補助事業者は、間接補助事業者(拠点病院)より報告されたデータを収集・分析し、厚生労働省に報告する。
 - データの収集・分析方法は、厚生労働省の助言・指導を反映させること
 - ④ 収集・分析されたデータを、拠点病院が拠点病院機能を強化する際に活用できる様に加え、資料やスライド等を作成する
 - 「(3)拠点病院機能の構築」の項を参照すること
- (6)間接補助事業者の体制整備を支援する目的で、拠点病院に対する診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料(平成 28 年度補正予算事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」により作成したもの)に関する情報提供や使用に関する助言事業

3 その他

(1)定例会の実施

- 2(1)～(6)の事業を遂行する為に、補助事業者は、厚生労働省と定期的に打ち合わせを行う。補助事業者は、速やかに議事録を作成し、厚生労働省と共有すること。

(2)公募結果の公表

- 2(1)、(2)の事業について公募結果を自治体や医師会等に周知すること。

4 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ② 2(1)～(6)の事業を行う能力・組織体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、必須ではないが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましいと考える。

5 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日から平成 31 年3月 29 日とする。

6 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施される。

① 形式評価

応募団体について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

③ 書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

④ ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする。)に対して、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なす。

⑤ 最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定する。

(ア) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか。
- ⑤ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか(経験・能力・体制等)。
- ⑥ 国内において同種事業の施行実績があるか。

(イ) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定である。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定される。

(3) 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、52,887千円を基準額(上限額)とする。(詳細は別紙のとおり)

(4)応募方法等

(ア)企画書の作成及び提出

「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出のこと。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込み、様式は任意だが、記入漏れ等無いようにすること。

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 平成30年度における実施スケジュールと実施内容(具体的なもの)
- ③ 事業に係る費用積算(別添1)…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業の概要説明

(イ)応募方法

① 提出期間

平成30年4月10日(火)から平成30年4月24日(火)18時(必着)

② 提出先・問合せ先

提出先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」と朱書きにより、明記。

問合せ先:厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel:03-5253-1111(内線4115、4108、4107)

Fax:03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を8部提出のこと。

- 1 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」
- 2 団体経歴(概要)、団体定款など活動が分かる資料
- 3 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- 4 その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもある。ご承知おきください。

以上

(企画書 様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室長 殿

法人等名称

申請者 印

平成30年度 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業
実施団体への公募について

標記について、次のとおり関係書類を添えて応募します。

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単位(円)	金額(円)	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費(図書)				
光熱水料				
通信運搬費				
社会保険料				
雑役務費				
借料及び損料				
委託費				

補助事業概要(予定)

1 補助事業

(1)補助事業予定額 52,887 千円

(2)補助対象

- ①間接補助事業
- ②間接補助事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施事業
- ③間接補助事業に関する好事例や効果測定データの収集・分析事業
- ④拠点病院に対する診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料に関する情報提供や使用に関する助言事業
- ⑤間接補助事業に関する定期的な打ち合わせの開催事業

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行う

(3)対象経費

事業の実施に必要な、職員基本給、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、社会保険料、備品費(図書)、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、損料及び借料、委託費(これら費用に関するもの)

(4)補助金額

定額

(5)事業実施期間

事業者選定日～平成 31 年 3 月 29 日

2 間接補助事業(予定)

※間接補助事業者は後日公募となるので留意すること。

(1)補助対象事業

医療通訳配置等間接補助事業

①拠点病院への外国人向け医療コーディネーターの設置事業

- 配置人数:1名以上
- 必要言語及び能力:英語、中国語、若しくは拠点病院の現状や拠点病院が所在する地域の実情に応じて必要な言語(院内案内ができる程度)(提案書に記載されたい。)
- 配置方法:指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

②拠点病院への医療通訳者の設置事業

- 配置人数:1名以上(複数の配置が望ましい)
- 必要言語及び能力:英語、中国語、若しくは拠点病院の現状や拠点病院が所在する地域の実情に応じて2~4言語程度医療に関する知識・倫理を一定程度以上有すること(提案書に記載されたい。)
- 配置方法:指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

③拠点病院が外国人患者受入に関して、周辺医療機関等を支援する、拠点病院機能の構築支援事業

- 補助事業者は、拠点病院が拠点病院機能を強化する支援を行う。
- 補助事業者は、拠点病院における、拠点病院機能の実績を収集・集計・公表する。

(2)補助対象経費

(1)に要する経費(人件費(職員給与費、法定福利費等)、報償費(謝金))

電話通訳(遠隔通訳)やタブレット等の機器を用いた通訳に関しては、拠点病院において、それらを利用する事は妨げないが、本事業では、拠点病院には、周辺医療機関等からの問い合わせ等に応じる拠点病院機能を持つことを規定している為、補助の対象外とする。

(3)補助金額

(1)に要する経費の1/2;上限1ヶ所当たり4,372千円)

(4)募集方法

公募で行う。

(5)採択件数(予定)

10件